

いけりりネットワークサービス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、いけりりネットワークサービス株式会社と称する。
英文ではikeriri network service co., ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 パケットキャプチャ機器（コンピューター・通信機器）の製造及び販売
- 2 パケットキャプチャ機器（コンピューター・通信機器）の輸出入及び販売
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鹿児島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報によって行う。
なお決算公告における貸借対照表の公告についてはホームページにて行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族のうち1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第14条 当会社の取締役は2名以内とする。

(取締役の選任)

第15条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第17条 取締役を2名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定め、取締役1名の場合は当該取締役を代表取締役とする。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第18条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第19条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第20条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第21条 当社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第22条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金200万円とする。

(最初の事業年度)

第23条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和2年12月31日までとする。

(発起人)

第24条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける株式の数は、次のとおりである。

神奈川県秦野市堀川594番地の4

発起人 竹下 恵 20株 金200万円

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、いけりりネットワークサービス株式会社の設立のため、発起人が電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年6月30日

発起人 竹下 恵